

(3) 里親制度の充実

○里親制度の推進を図るため、

- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
- ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
- ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

①里親の種類の法律上の明確化

種類 対象児童	養育里親	専門里親	養子縁組を希望する里親	親族里親
	要保護児童 (保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童)	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童 (保護者のいない児童又は保護者に監護させすることが不適切であると認められる児童)	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となつたことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

②里親手当の充実

里親手当 (月額)	養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)
--------------	---

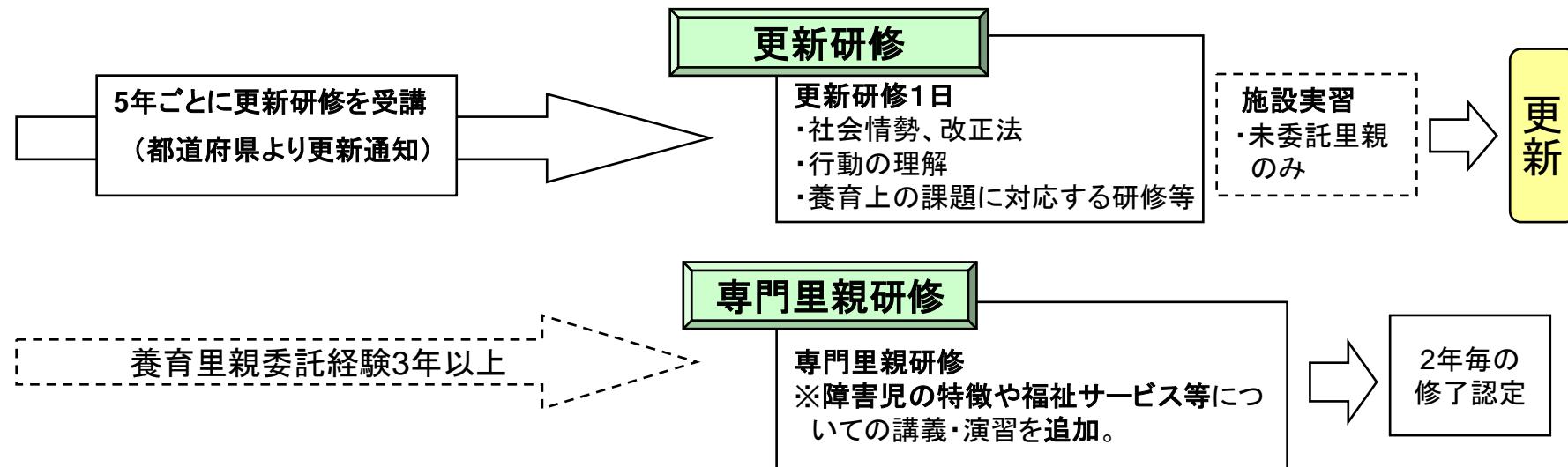
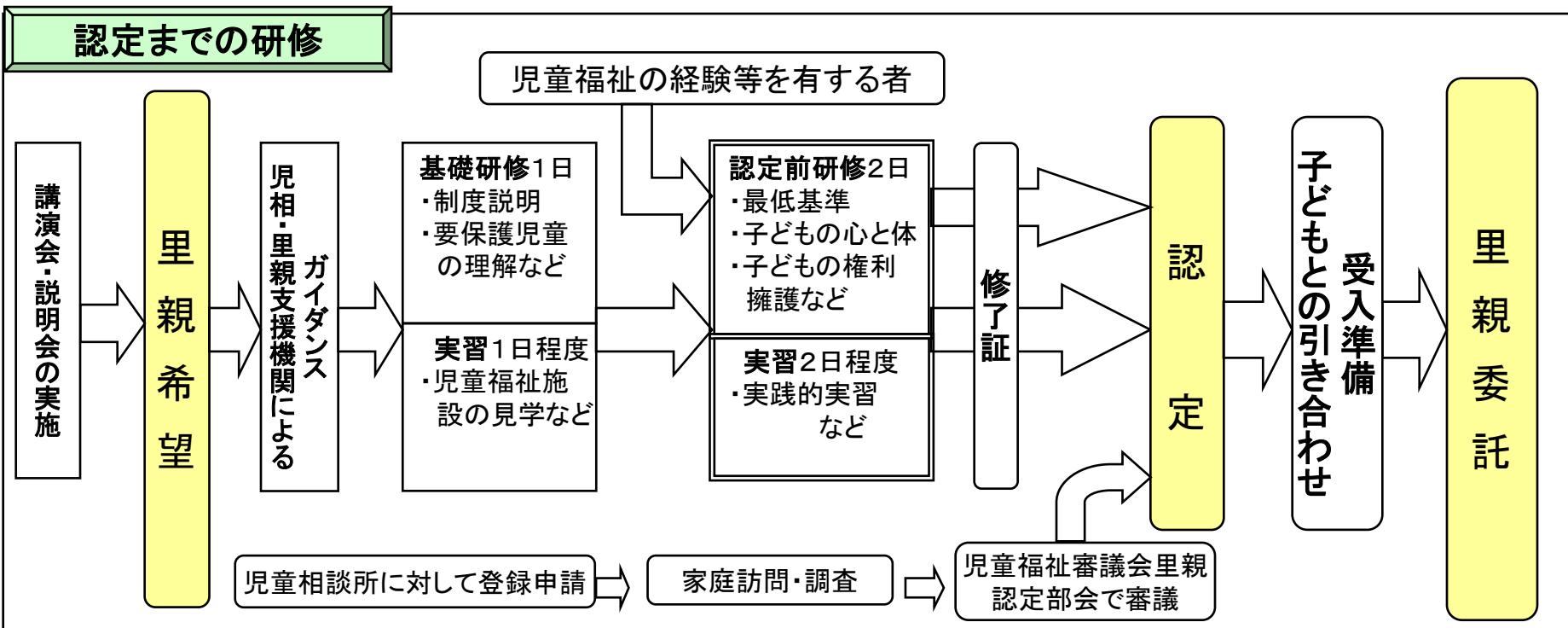
※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

里親に支給される手当等

一般生活費 (食費、被服費等。1人月額)

その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等)

③ 里親研修の充実 ~養育里親の研修と認定の流れ~



(参考)里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目的	期間	内容
(1) 基礎研修 ・養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1日 + 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 + 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・登録または更新後5年目の養育里親 ・登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習(1日)が必要	①社会情勢、改正法など(ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改革) ②児童の発達と心理・行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解) ③養育上の課題に対応する研修(ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点) ④意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)

(4) 里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親が限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。 等

○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない) 等

○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている 等

○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

里親委託を推進する取り組み例

○ 広報・啓発

- ・市区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知つもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等

○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等

○ 里親の支援

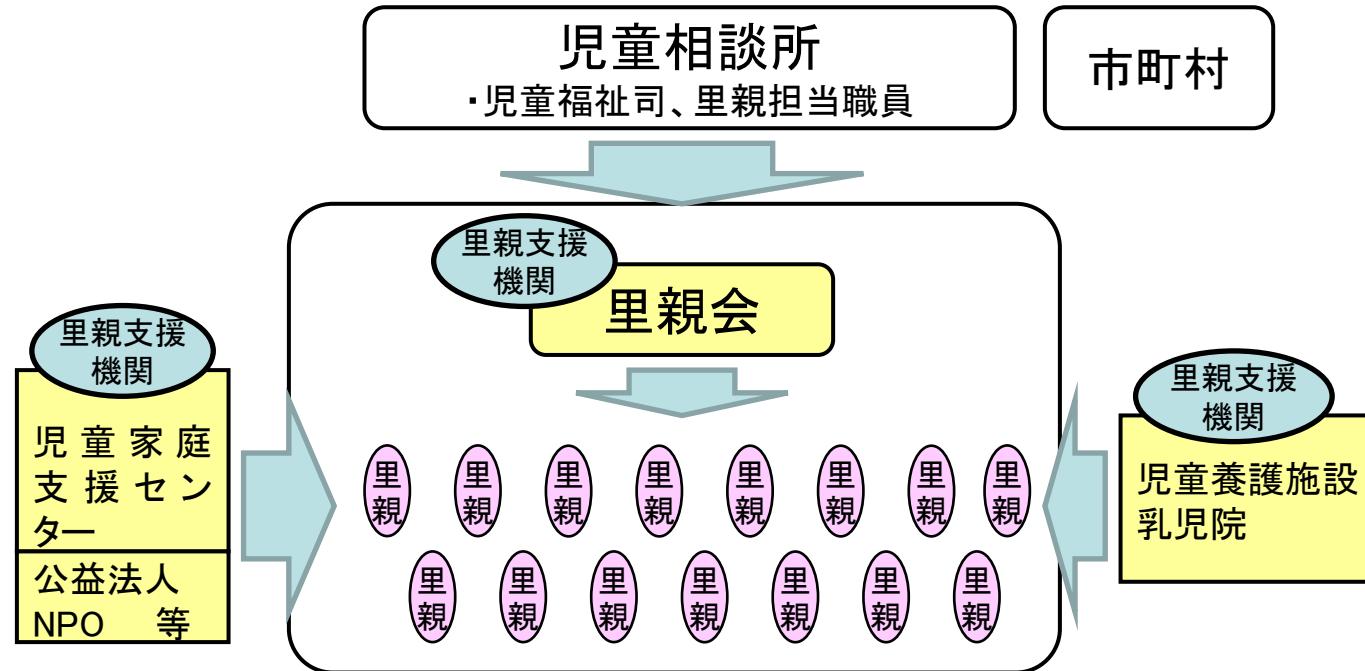
- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親により養育環境をつくる 等

○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

(5) 里親委託の推進と里親支援機関

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業	里親制度普及促進事業	普及啓発
実施主体		
・都道府県・指定都市・児相設置市		養育里親研修
・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親制度 普及促進 事業	専門里親研修
	里親委託 推進・支援 等事業	里親委託支援等
		里親家庭への訪問支援
		里親による相互交流

(参考1) 里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業

補助基準額：1都道府県市当たり 3,963千円

①普及促進

- ・里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する

②養育里親研修

- ・養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する

③専門里親研修

- ・被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業

補助基準額：1か所当たり 7,424千円

①里親委託支援等

- ・児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進

②訪問支援

- ・里親家庭に訪問し、児童の状態把握・指導等を行う

③相互交流

- ・里親希望者等が集い、相互交流により養育技術の向上を図る

実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

(参考2) 里親支援機関事業等の委託先 (平成22年度)

事業種別	直営	委託	里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等
------	----	----	-----	--------------------	-----	------------	-------------------	--------------------

里親支援 機関事業 42自治体	里親制度 普及促進 事業	普及啓発	32	14	6	3	0	0	0	5
		養育里親研修	30	13	5	3	0	0	0	5
		専門里親研修	5	39	1	1	0	0	37	0
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等	26	7	3	1	1	0	0	2
		訪問支援	25	6	1	2	1	0	0	2
		相互交流	15	20	12	3	1	0	0	4
実施自治体・受託機関数		42	41	16	4	1	0	37	6	

里親支援 事業 (経過措置) 27自治体	里親研 修事業	基礎研修	26	3	1	0	0	2	0	0
		専門研修	3	21	0	0	0	0	21	0
	里親養育相談事業	15	4	0	2	1	0	0	0	1
	里親養育援助事業	7	1	0	0	0	0	0	0	1
	里親養育相互援助事業	11	7	5	2	0	0	0	0	0
里親委託推進事業(経過措置)		15								
実施自治体・受託機関数		27	25	5	2	1	2	21	2	

(参考3) 里親支援機関と児童相談所の役割

里親支援機関(都道府県からの委託)

●里親の掘り起こし事業

- ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
- ・講演会、説明会等の開催

●里親への研修

- ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

●里親候補者の週末里親等の活用

- ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
- ・里親体験の実施

●里親委託の推進

- ・里親の意向調査
- ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

●里親家庭への訪問指導・養育相談

●里親サロン(里親同士の連携)

●レスパイト・ケアの調整

- ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

都道府県・児童相談所業務

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

○認定、登録に関する事務

- ・里親認定の決定、通知
- ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

○委託に関する事務

- ・里親委託の対象となる子どもの特定
- ・子どものアセスメント
- ・措置決定会議において里親委託の決定
- ・担当児童福祉司の決定
- ・自立支援計画の策定

○里親指導等

- ・自立支援計画の実行(指導)
- ・モニタリング

○その他

- ・都道府県間の連絡調整
- ・実親(保護者)との関係調整等

○里親委託の解除

- ・委託解除の決定

実施主体:都道府県・指定都市(児相設置市含む)
(児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能)

(参考4) 児童家庭支援センターについて

1 目的

地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする。

2 運営主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者

3 支援体制の確保

要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

(平成22年2月現在設置状況)

児童養護施設に附設	67
乳児院に附設	5
情緒障害児短期治療施設に附設	3
母子生活支援施設に附設	2
その他	0
計	77

5 設備等

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

6 職員

- (1) 相談・支援を担当する職員
- (2) 心理療法等を担当する職員(平成21年度予算より計画的に常勤化)

4. 情緒障害児短期治療施設の設置推進

- 情緒障害児短期治療施設（情短施設）は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第43条の5）
- 情短施設は、医師、心理療法担当職員、指導員等の人員配置が厚いが、情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状。
- 平成20年度に32か所であったが、現在37か所に増加。
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、平成26年度47か所の目標を設定

情緒障害児短期治療施設の設置状況

(平成22年10月1日現在・家庭福祉課調べ)

全国施設数	入所児童数	平均児童数
37か所	1,083人	29.3人

設置済自治体数	未設置自治体数
33 (47.8%)	36 (52.2%)

①(未設置の場合) 設置目標・計画設定状況

目標又は計画あり	なし
5	31

②(未設置の場合) 設置が進まない理由

理由（複数回答）	自治体数
適切な実施主体が見つからない	18
医師の確保が困難	12
心理療法担当職員の確保が困難	6
入所児童の学校関係の調整が困難	8
対象児童が少ない	10
その他（財源・人材・建設適地の確保が困難等）	15

情緒障害児短期治療施設の設置状況（都道府県市別一覧）

自治体名	施設数	定員数	入所児童数
北海道	1	50	37
青森県	1	30	12
岩手県	1	50	40
仙台市	1	40	36
茨城県	1	40	26
栃木県	1	35	7
群馬県	1	38	30
埼玉県	1	50	36
横浜市	1	56	49
長野県	1	19	17
岐阜県	1	48	42
静岡県	1	50	45
愛知県	2	85	76
名古屋市	1	35	13
三重県	1	40	5
滋賀県	1	50	46
京都府	1	30	24
京都市	1	35	12
大阪府	3	154	136
大阪市	2	75	68

自治体名	施設数	定員数	入所児童数
兵庫県	1	35	34
和歌山県	1	30	28
鳥取県	1	30	27
島根県	1	20	7
岡山県	1	50	17
広島市	1	28	27
山口県	1	50	40
香川県	1	30	22
高知県	1	30	13
福岡県	1	50	18
長崎県	1	40	35
熊本県	1	35	29
鹿児島県	1	35	29
合計	37	1,473	1,083

(平成22年10月1日現在・家庭福祉課調べ)

※管内に設置が無い自治体

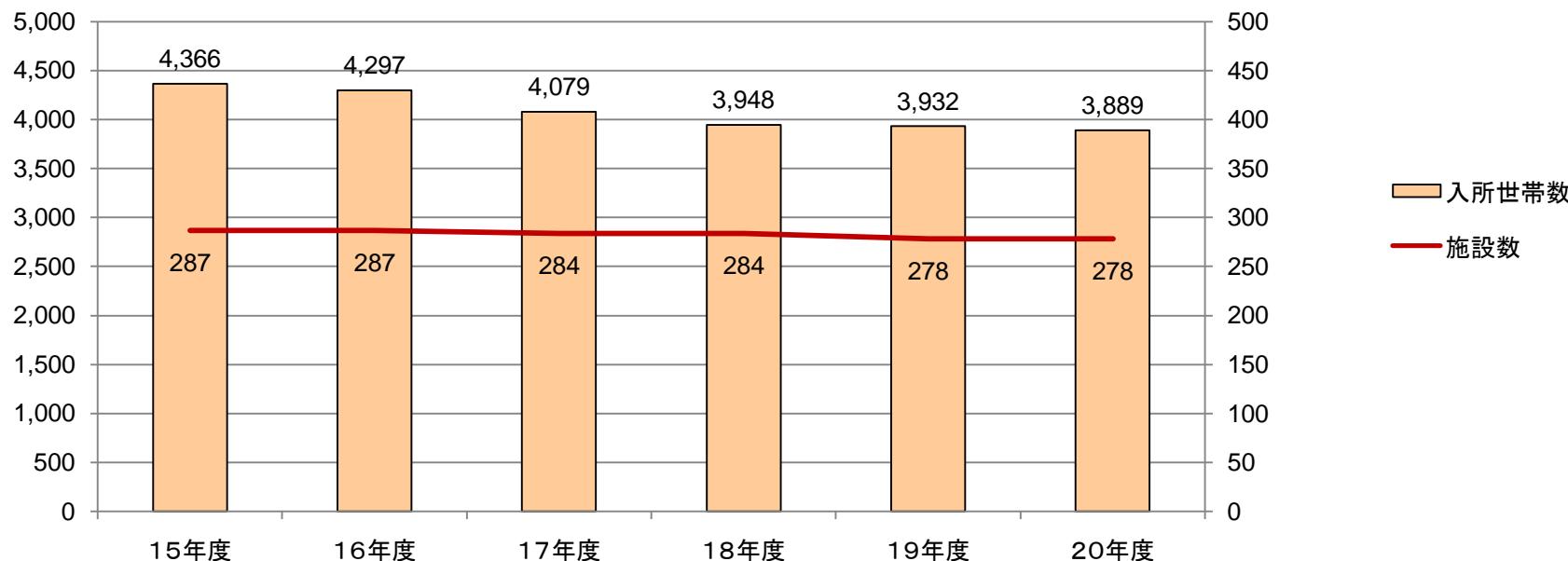
宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、奈良県、広島県、徳島県、愛媛県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県

札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、横須賀市、金沢市、熊本市

5. 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

- 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第38条）
- 当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。
- 近年では、DV被害者の入所が半数以上を占めるようになり、広域利用の進展、虐待児の増加といった状況が見られ、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。

母子生活支援施設の施設数及び入所世帯数の推移

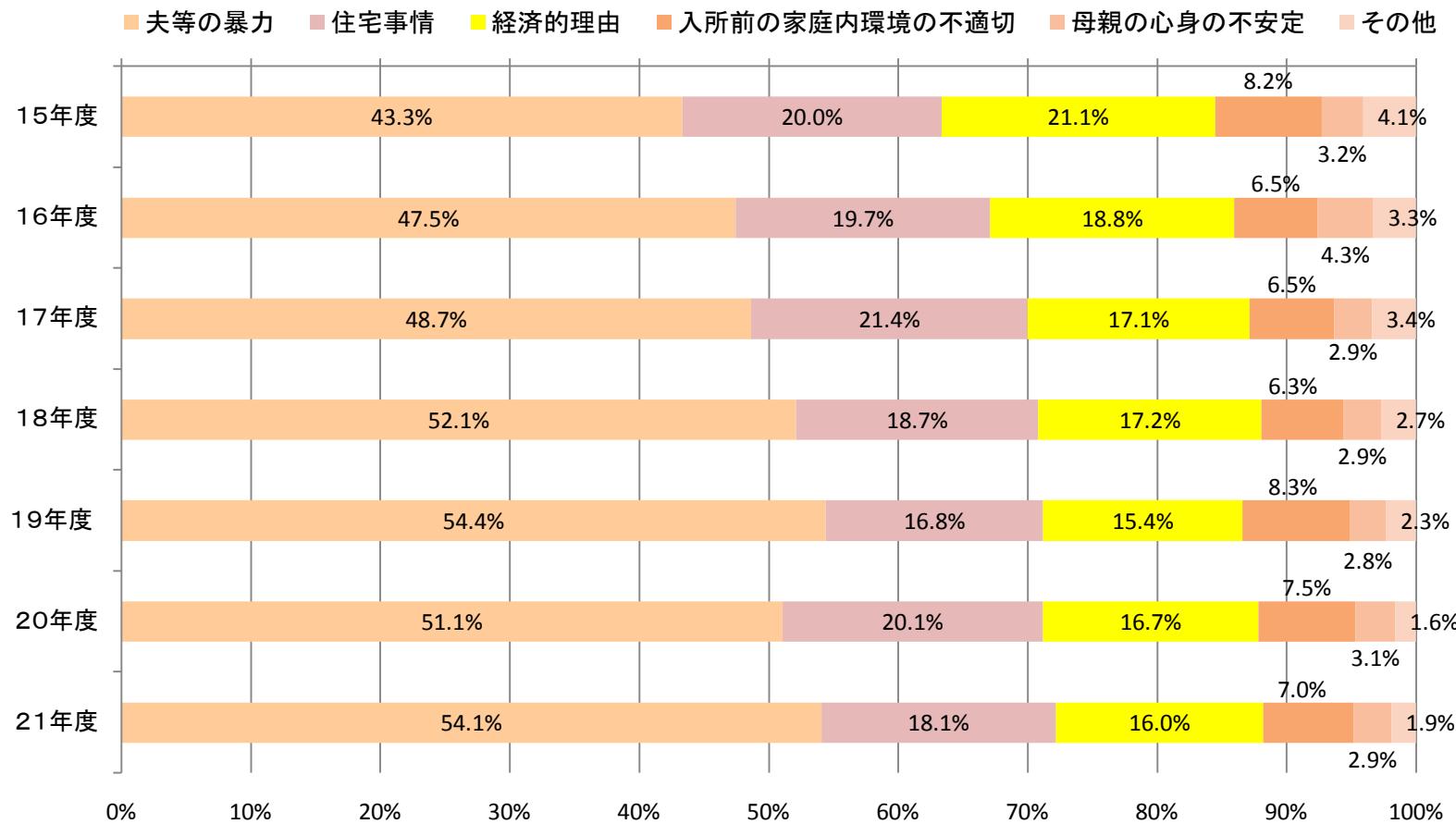


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」及び家庭福祉課調べ（各年度末）

(1) 入所者に占めるDV被害者の増加

母子生活支援施設の入所理由別の入所状況を見ると、「夫等の暴力」を理由とする者(DV被害者)の割合が高まっており、近年では半数を超えてい。

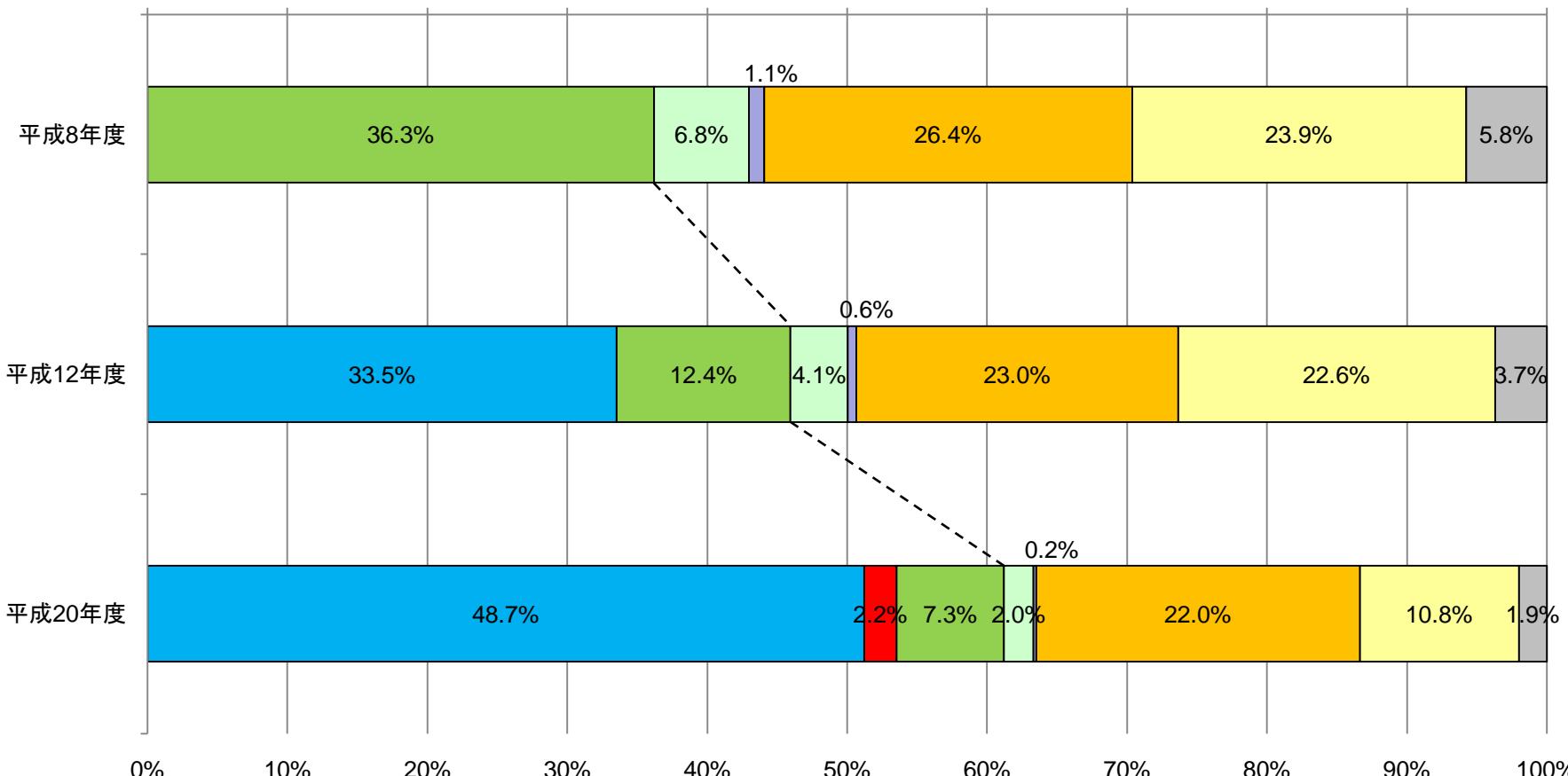
母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移



資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」

母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移

■夫などの暴力 ■児童虐待 ■入所前の家庭環境の不適切 □母親の心身の不安定 □職業上の理由 □住宅事情 □経済事情 □その他



資料:全国母子生活支援施設実態調査(社会福祉法人全国社会福祉協議会調べ)

※平成8年度調査においては、「夫などの暴力」及び「児童虐待」の調査項目はない。

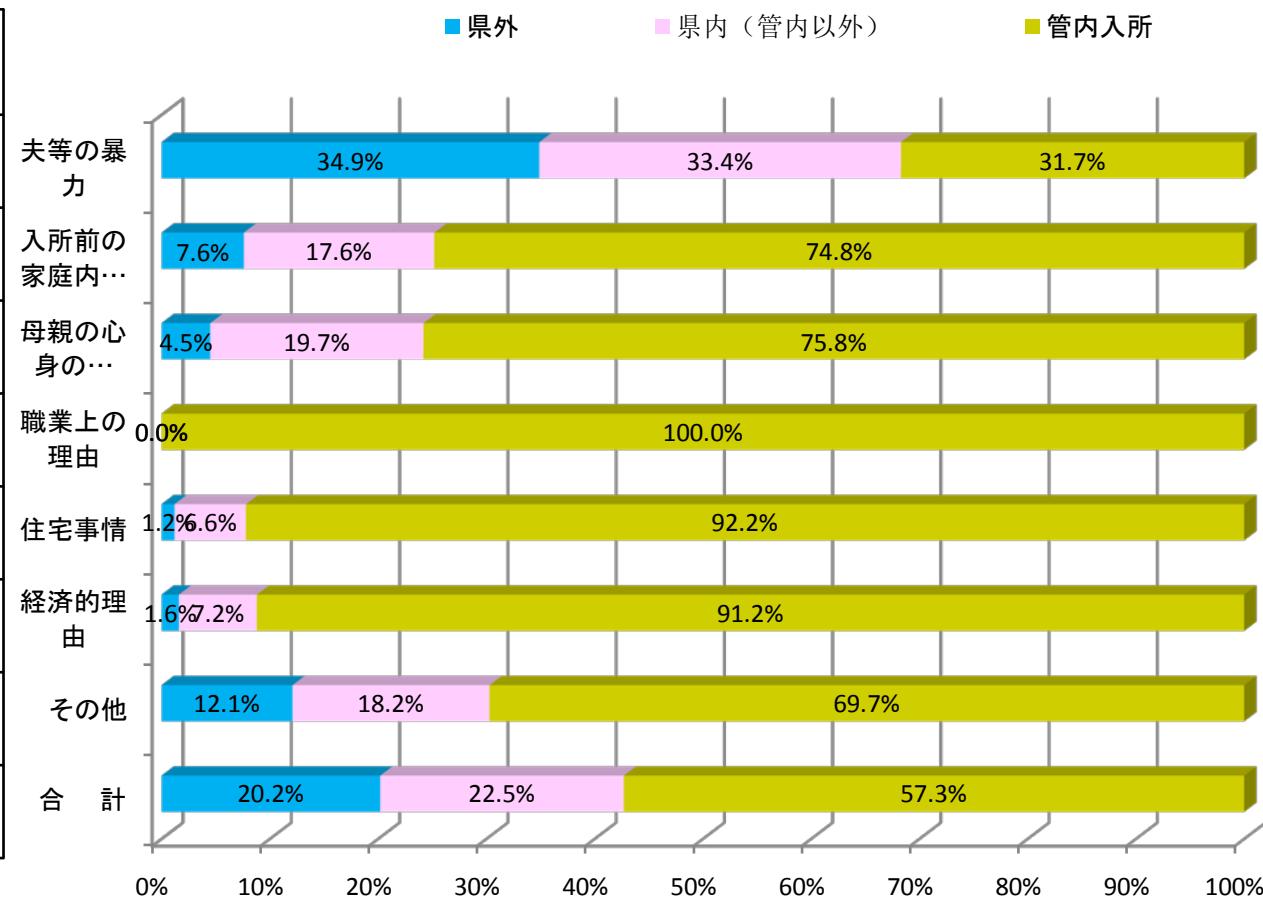
平成12年度調査においては、「児童虐待」の調査項目はない。

(2) 広域入所の進展

- 「夫等の暴力」を理由とする入所については、加害者からの安全な保護のために広域入所が必要となるケースが多く、「管内入所」「広域入所(県内)」「広域入所(県外)」がほぼ3分の1ずつとなっている。
- 「夫等の暴力」以外の理由とする入所については、管内入所が大部分を占めるが、「夫等の暴力」を理由とする入所の割合が増加しているため、合計で見ても、広域入所が4割を超えている。

母子生活支援施設新規入所 (世帯数)

	広域入所		管内 入所	合計
	県外	県内		
夫等の暴力	428 (34.9%)	410 (33.4%)	389 (31.7%)	1227 (100%)
入所前の家庭内環境の不適切	12 (7.6%)	28 (17.6%)	119 (74.8%)	159 (100%)
母親の心身の不安定	3 (4.5%)	13 (19.7%)	50 (75.8%)	66 (100%)
職業上の理由	0 (0%)	0 (0%)	10 (100%)	10 (100%)
住宅事情	5 (1.2%)	27 (6.6%)	379 (92.2%)	411 (100%)
経済的理由	6 (1.6%)	26 (7.2%)	331 (91.2%)	363 (100%)
その他	4 (12.1%)	6 (18.2%)	23 (69.7%)	33 (100%)
合 計	458 (20.2%)	510 (22.5%)	1301 (57.3%)	2269 (100%)

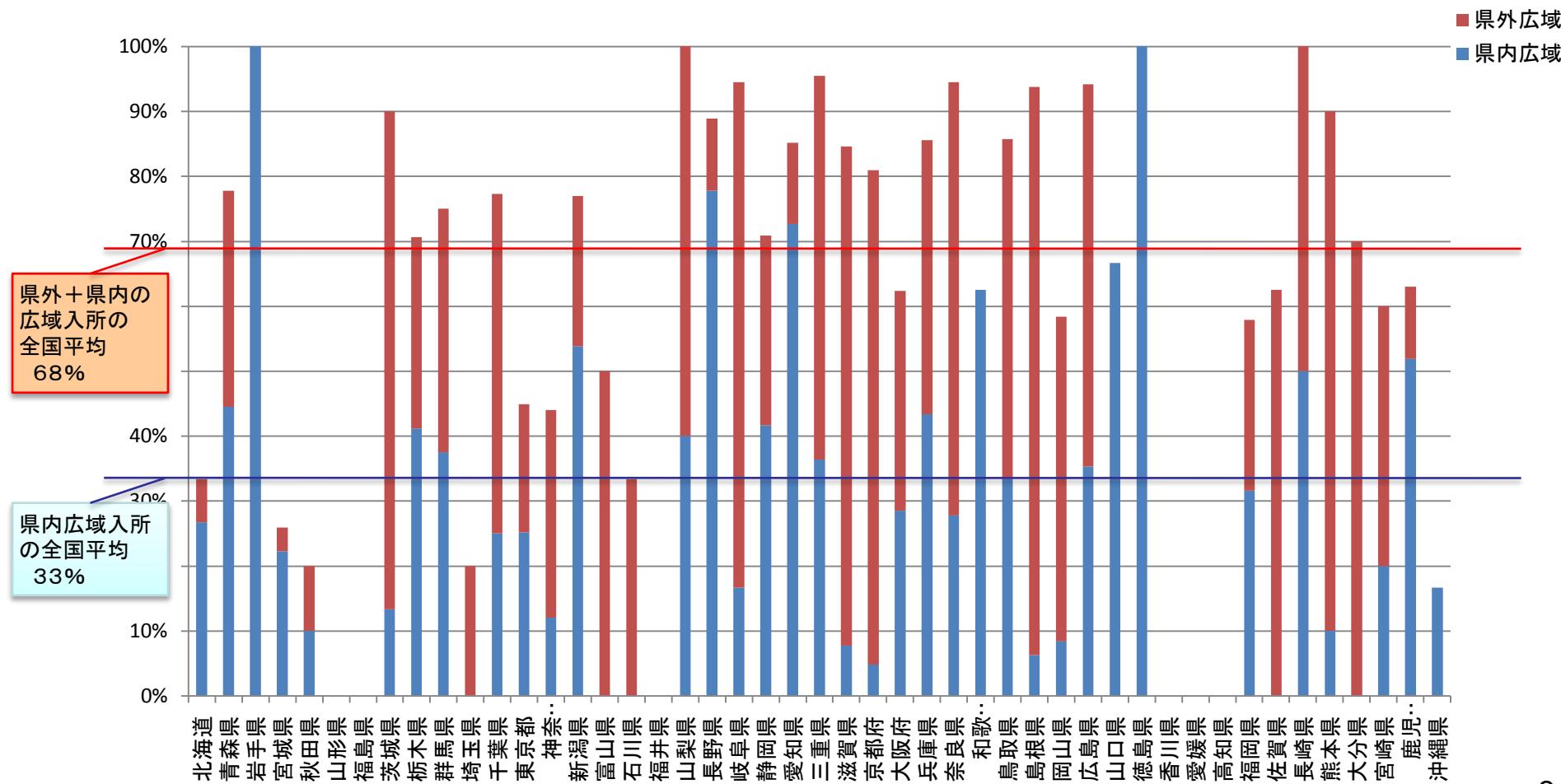


(出典)雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成21年度)

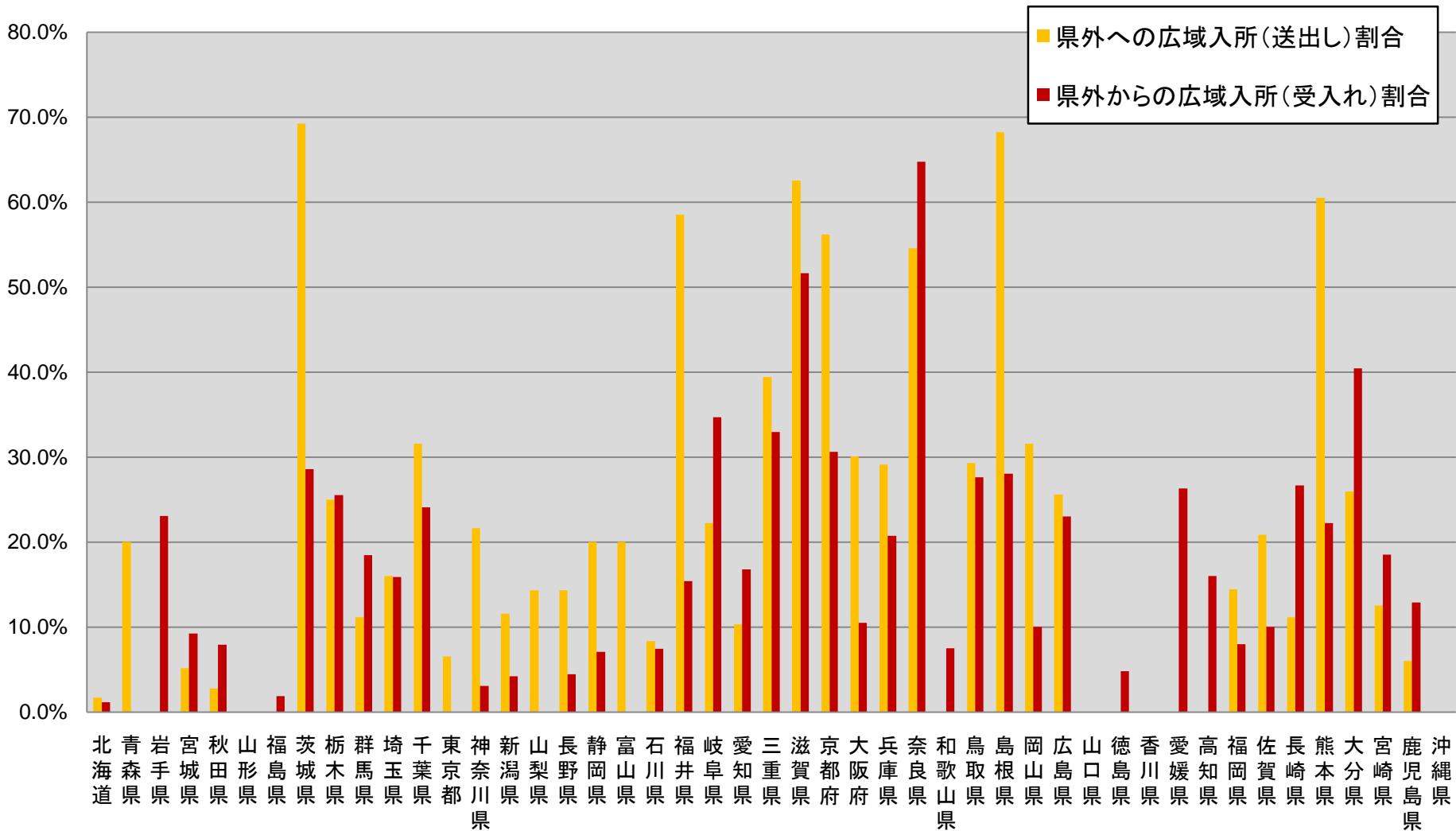
(3) 広域入所の自治体間格差

- 母子生活支援施設の広域入所の推進については、自治体間の格差が大きい。
- 広域入所の「送出し」も「受入れ」も共に積極的な自治体もあれば、どちらかに偏っている自治体もある。

平成21年度における都道府県別の広域入所(「夫等の暴力」を理由とするもの)の状況 《送出し》



母子生活支援施設における県外への広域入所(送出し)及び受入状況(都道府県別)



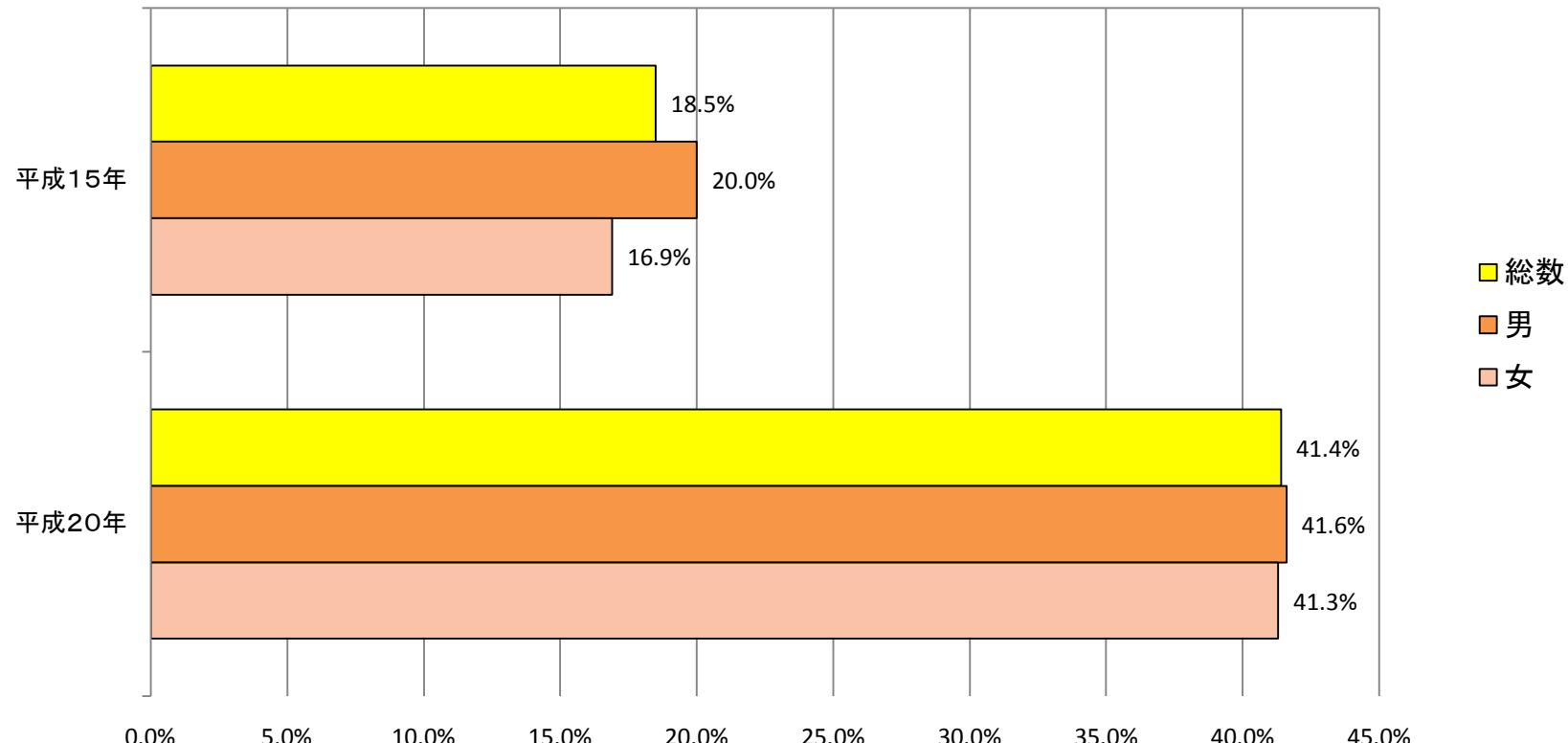
※県外への広域入所措置割合については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる平成21年度末現在の数値

県外からの広域入所受入割合については、平成20年度全国母子生活支援施設実態調査による平成20年4月1日現在の数値

(4) 虐待を受けた児童の増加

母子生活支援施設においては、虐待経験のある児童の入所が増加しており、施設内における児童に対する支援の充実・強化や、児童相談所等との連携が求められている。

母子生活支援施設における虐待経験のある入所児童の割合



(出典)児童養護施設入所児童等調査結果(5年毎の調査)

注1.総数には、性別不詳を含む。

2.平成15年度からの調査項目である。